

国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金規則

平成23年12月19日 制定

令和6年9月24日 最終改正

(設置)

第1条 国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の目的)

第2条 この基金は、高い倫理観や使命感を持ち、優れた資質・能力を有する教員を始めとして、広く地域社会に貢献する人材を育成するため、学生への修学支援及び教育研究の振興を図ることを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号に掲げる寄附金及びその運用益をもって構成する。

- 一 本学に関係する故人又は遺族の遺志に基づき寄附された寄附金
- 二 京都教育大学120周年記念事業で寄附された寄附金
- 三 社団法人京都教育大学同窓会の法人解散に伴って寄附された寄附金
- 四 学生に対する修学支援のために寄附された寄附金
- 五 本学の教育研究の振興のために寄附された寄附金

(基金原資)

第4条 基金原資は、第3条第一号から第三号までの寄附金とする。

- 2 事業資金を、基金原資へ繰り入れることができる。
- 3 原則として、基金原資は取り崩さない。

(事業資金)

第5条 事業資金は、第3条に定める基金の運用益並びに同条第四号及び第五号で定める寄附金をもって充てる。

(学生への修学支援事業)

第6条 第3条第四号に掲げる基金の使途は、次に掲げる事業とし、使途を変更することはできない。

- 一 経済的理由により修学に困難がある学生に対するもの
 - イ 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
 - ロ 学資金を貸与し、又は給付する事業
 - ハ 教育研究上の必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業
 - ニ 本学の規則において定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して手当を支給する事業
 - ホ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
- 二 個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、

障害のある学生に対するもの

2 前項第一号ロに掲げる事業のうち学資金を貸与する事業の償還金は、第3条第四号に掲げる基金に繰り入れるものとする。

(教育研究振興関係事業)

第6条の2 第3条第五号に掲げる基金の用途は、次に掲げる事業とする。

- 一 学生の就職活動に対する支援事業
- 二 学生の課外活動及び自主研究に対する支援事業
- 三 学生の社会的活動（ボランティア等）支援事業
- 四 学生の国際交流活動推進支援事業
- 五 教育研究活動推進支援事業
- 六 その他学長が特に認めた事業

(運用益)

第6条の3 基金の運用益は、事業計画に基づいて第6条及び第6条の2の事業それぞれ又はいずれかに充当する。ただし、第3条第四号に掲げる基金の運用益は、第6条の事業に充当するものとし、他の用途に変更することはできない。

(管理運営)

第7条 次の各号に掲げる基金の管理運営に関する事項は、役員会において審議する。

- 一 基金の管理に関する基本的な事項
- 二 基金による事業計画に関する事項
- 三 基金の予算及び決算に関する事項
- 四 基金への寄附金の募集に関する事項
- 五 その他基金の管理・運営に関する事項

(基金の管理の区分)

第8条 基金及びその運用益による基金の管理は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 一 基金原資
- 二 第3条第四号に定める寄附金
- 三 第3条第五号に定める寄附金

(基金の取扱い)

第9条 基金に係る寄附の受入決定に当たり、寄付者があらかじめ用途を特定しない場合においては、第3条第五号に定める寄附金として取り扱うものとする。

2 基金に係る寄附金の取扱いは、この規則に定めがある場合を除くほか、国立大学法人京都教育大学寄附金取扱規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 「京都教育大学教育・研究振興基金の運用に関する内規」(平成9年10月15日)は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則（令和5年規程第107号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第7号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。